

令和 7 年度

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

多可町では、多可町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（2024年度～2026年度）に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。

この募集は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を運営する事業者を同法第 78 条の 13 の規定により公募するものです。

※兵庫県介護施設等整備事業交付金を活用し、補助を行う予定であり、本補助金は、県との協議により決定されることから、補助金が交付されない可能性もあります。

2 募集の内容

- (1) サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(2) 募集種別 一体型・連携型どちらでも可
(3) 募集数 1 事業所
(4) 整備年度 令和 7 年度
(5) 開設年度 令和 8 年度

※ただし、改修早期開設が可能な場合は、
令和 7 年度開設が可能です。

- (6) 募集圏域 多可町全域

※補助金の交付は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、応募書類等により審査選考を行い、選定された 1 事業所のみとします。

- (7) 補助金について

対象経費	補助予定金額 (上限額)
建築費・改修費	7,000 千円
事業所の開設前に必要な次の経費 ・ 開設前 6 ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・ 開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への事業所概要の説明）に要する経費 ・ 職員の募集に要する経費 ・ 開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・ 開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ・ その他開設の準備に必要な経費	16,600 千円
開設後 1 年間に必要な人件費	7,350 千円

※この補助金の交付を受けて行う建設工事の契約については、町が行う公共工事に準じて入札等を行うこととなるため、事前に建設業者を任意に決定することはできません。また、工事着手の時期については、町の指導に従っていただきます。

※建築費・改修費の補助について

・設計費、土地の購入にかかる費用又は整地の費用等は対象となりませんのでご注意ください。

・運営事業者自らが建物の整備を行う場合に限り対象となり、運営事業者でない土地所有者や建物所有者が建設・改修する場合には、補助の対象となりませんのでご注意ください。

※兵庫県介護施設等整備事業交付金を活用し、補助を行う予定であり、本補助金は、県との協議により決定されることから、補助金が交付されない可能性、上限額が減額される可能性もありますので、あらかじめご承知おきください。

3 募集条件

(1) 応募資格

- ① 事業主体は法人格を既に有していること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に定める地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- ③ 法人及び代表者が町税を滞納していないこと。
- ④ 役員等が、多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ 応募法人（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。

(2) 土地について

- ① 原則として応募申込者の所有とすること。ただし、地上権等の設定によることも可とします。その場合、事業継続に支障のない賃貸借契約期間、地上権設定期間とすること。
また、賃借権等に対抗できる権利（抵当権等）が設定されていないこと。
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ③ 他法令（都市計画法等）に適合し、許可等の見込みがあること。
- ④ 事業所の運営に支障がないよう、駐車場等を確保すること。

(3) 建物・設備について

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業に供する部分が専用の区画に区切られた建物の整備を実施すること。

- ② 建築費・改修費の補助を受ける場合は、建物を自己所有すること。
- ③ 併設する施設や事業所についての制限はございません。併設する事業所については補助金の対象となりません。併設する事業所等がある場合には、平面図をサービス毎に色分けするなど、明確に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に利用される部分がわかるように表記すること。

(4) 基準の遵守について

「多可町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例（平成28年多可町条例第18号）」

4 禁止事項・欠格事項

- ① 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、町の面接審査等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。
- ② 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。
 - ア 重要事項（整備場所、定員、階数、資金贈与者等）を町の承諾なく変更した場合。（それ以外の項目についても変更の際は、随時相談が必要です。）
 - イ 建設用地について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、関係部署・機関との協議が不十分であるとき。
- ③ 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は応募を無効とします。
- ④ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が町の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は応募を無効とします。
- ⑤ 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件などを満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- ⑥ 選定後において、開発許可等が得られない場合や今回の応募内容に重要な変更が生じた場合、または、①～⑤の事項に該当したことが判明した場合は選定を取り消す場合があります。

5 選定方法

(1) 整備運営事業者の決定方法

整備運営事業者は、「多可町地域密着型サービス等運営事業者の選定に関する審査会」で審査選考し、「多可町地域包括支援センター運営協議会」に報告し、町長が決定します。

(2) 審査は、書類審査、ヒアリングにより行い、総合的に評価・審査します。

(3) 審査の手順

「多可町地域密着型サービス等運営事業者の選定に関する審査会」にて応募書類の内容に関する審査を行い、開設提案書等に基づき本事業に対する考え方や特色などについて、ヒアリングを行います。

※ヒアリングの日時等の詳細については、応募のあった事業者にも文書で通知します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募事業者にも文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業者名及び事業の内容は、町のホームページで公開します。

6 審査の着眼点

(1) 応募動機等について

① 応募動機

本公募に応募した理由、志した動機などについて、同意できる内容か。

② サービス提供にあたっての理念・基本方針について

サービスの趣旨を理解し、理念・基本方針を定めているか。

③ 安心・安全に関する対策について

防災への対策、緊急時の対応、虐待防止等、利用者の安心・安全への対策が図られているか。

④ 職員の人材確保・育成について

条例・規則に定める人員基準を満たす適正な人員配置が確保される見込みがあると認められるか。また、人材の育成に関して積極的に取り組んでいるか。職員の定着のための対策を行っているか。

⑤ 地域との連携及び交流の方法について

介護・医療連携推進会議への理解が適切であるか。また、地域との連携及び交流について積極的に取り組んでいるか。

⑥ 利用者の確保に対する考え方

長期的な事業所運営を行う上で利用者の確保を図る取り組みがあるか。

⑦ 医療との連携について

医療ニーズの高い方へのサービス提供について、主治の医師との連携方法が定められているか。

⑧ 利用者ニーズの反映について

利用者のニーズを的確に捉え、より良いサービスの提供を行うための体制が示されているか。

⑨ その他の独自の取り組みについて

独自の取り組みを通じて良好なサービスが提供される見込みがあるか。

(2) 法人について

① 経営状況

直近３年間の経営状況が健全であるか。

② 運営の実績

介護保険事業の実績があるか。

(3) 資金計画

① 整備・運営の計画について

事業所の整備にかかる費用（工事費、運営資金、備品購入等）が適切に算定されているか。

② 資金の確保について

建設資金等の事業に必要な金額が確保されているか。

(4) 土地・建物について

① 土地の確保について

建設用地を確保しているか、または、確保の見通しがあるか。

7 応募手続

(1) 応募申込書の提出について

「令和7年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備運営事業者の募集に関する応募申込書（応募申込書及び提出書類一覧参照）」を福祉課窓口にて提出してください。（要予約で郵送による提出は受け付けません）なお、提出内容について、必ず事前に福祉課の担当者の確認（要予約）を受けてください。

下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理を行いません。

- ① 「令和7年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備運営事業者の募集に関する応募申込書及び提出書類」が期限までに提出されていない場合
- ② 福祉課の担当者による提出内容の確認を受けていない場合
- ③ 応募書類及び添付書類が不足している場合や内容に不備がある場合
- ④ 土地利用にかかる関係部署との協議が不十分であると認められる場合
- ⑤ 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合
- ⑥ 応募書類の受理を行うことが適当でないと町長が認める場合

(2) 応募申込書の添付書類について

多可町地域密着型サービス指定候補者応募要項の「応募に係る提出書類一覧」にしたがって提出してください。

同要項「7（6）提出書類の体裁について」にしたがってください。

町が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出部数

正本1部、副本8部（正本の写し）

(4) その他

- ① 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ② 書類等の提出のために要する費用は、応募者に御負担いただきます。
- ③ 募集に関するお問い合わせは、**9月12日（金）**までにeメールにてお

願います。お電話でのお問合せにつきましては回答出来ませんので御了承ください。（eメール:kaigo@town.taka.lg.jp）

④ 応募締め切り後の応募書類の修正・追加はできません。

（ただし、町からの指示により行う場合を除きます。）

⑤ 提出された個人情報について

整備事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しません
が、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は
条例に基づき公開する場合があります。

⑥ ヒアリング（令和7年10月上旬予定）の日時等については、公募期間の終了後個別に通知します。

⑦ 応募状況等の問い合わせには一切お答え出来ません。

⑧ 担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。